

## 関西不動産稻門会 寄付金要綱

### (目的)

**第1条** 本要綱は、関西不動産稻門会（以下、「本会」という）に所属する会員（以下、「本会員」という）が、寄付金によって本会への感謝の念を表すとともに、会員相互の励みとし、本会の発展に資するため、本会に寄付をする場合の目安を定めることを目的とする。

### (寄付の対象となる行為)

**第2条** 本会員は、次の場合に、本会に対して寄付をすることができる。

- (1) 本会員間において、不動産売買または賃貸の契約、不動産仲介の契約、建設工事の請負契約、及び不動産に関する諸手続等の委託契約その他金銭の授受を伴う取引を行った場合
- (2) (1) のほか、本会員から寄付の申し込みがあった場合

### (寄付金の額)

**第3条** 寄付金の額は、原則として1万円とする。ただし、本会と本会員との協議により、上記金額を増減することができる。

### (寄付金の用途)

**第4条** 寄付金は、本会の運営費用に充てるものとする。

### (本会以外への寄付)

**第5条** 本会員が、関西不動産三田会、KGリアルターズクラブ及びR・Eクローバー倶楽部（以下、「KKD」という）に所属する者との間において、不動産売買または賃貸の契約、不動産仲介の契約、建設工事の請負契約、及び不動産に関する諸手続等の委託契約その他金銭の授受を伴う取引を行ったときは、KKDに対して寄付をすることができる。  
2 前項の場合、寄付金の額及び寄付の方法は、KKDの各会の定めに従う。ただし、KKDの各会に特に定めがない場合、その他本会及び本会員とKKDとの間で合意した場合は、寄付金の額及び寄付の方法は、本会、本会員及びKKDとの間で協議の上決定する。

### (定めなき事項)

**第6条** 本要綱に定めのない事項については、幹事長が幹事会の決議を経てこれを定めることができる。

### 附則

本要綱は、平成27年9月15日より施行する。